

## 令和6年能登半島地震による穴水町住宅復旧支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 令和6年1月1日に発生した能登半島を震源とする地震（以下、「地震」という。）により被災した住宅の屋根又は外壁等の修繕工事を行った被災者に対し、生活の安定を図る一助とするため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住 宅 地震により被害を受けた「住家」をいう。
- (2) 修繕工事 屋根の基本部分等、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分について応急的に行う修繕をいう。

### (補助金の対象)

第3条 補助金交付対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に居住し、地震のために住宅が「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」（以下、「一部損壊」という。）の被害を受け、修繕工事を実施した世帯（以下、「被災世帯」という。）の世帯主とする。
- (2) 被災者自らの資力では修繕工事をする事ができずと町長が認める者とする。

2 被災世帯の被害認定は、町長の発行するり災証明書に基づくものとする。

### (補助金の支給)

第4条 町は、被災世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、補助金を支給するものとする。

2 補助金の額は1世帯当たり「準半壊」においては363,000円を、「一部損壊」においては343,000円を上限とする。ただし、同一住宅（一戸）に2以上の世帯が居住している場合に補助できる額は、1世帯当たりの額以内の額とする。

### (補助金の申請等)

第5条 被災世帯の世帯主は、住宅復旧支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 住宅が「準半壊」又は「一部損壊」の被害を受けたことを確認できる町が発行するり災証明書の写し
- (2) 修繕工事の内容を確認できる書類の写し（見積書及び領収書等）
- (3) 資力に関する申出書（様式第2号）
- (4) 施工前・施工中・施工後の写真（添付が難しい場合は、施工内容証明書（様式第3号））
- (5) 預金通帳等の写し（口座名義、番号等が分かるもの）
- (6) 委任状（様式第8号、世帯主以外の方が申請する場合）

### (交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、補助金交付の適否を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、その交付を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、住宅復旧支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに、住宅復旧支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 町長は、前条第1項の規定により交付の決定をした者が次の各号にいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1） 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、町長が当該交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 町長は、前項により交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、住宅復旧支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により当該交付の決定の全部又は一部を取り消した者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合に、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、住宅復旧支援事業補助金返還請求書（様式第7号）により通知し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則（令和6年10月1日告示第79号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年1月1日以降に着手した修繕工事から適用する。

附 則（令和8年4月1日告示第33号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。